

第107期中（平成21年9月30日現在）中間貸借対照表

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（ 資 産 の 部 ）		（ 負 債 の 部 ）	
現 金 預 け 金	379,887	預 金	5,662,528
コ ー ル ロ ー ン	170,187	譲 渡 性 預 金	500,834
買 現 先 勘 定	3,349	コ ー ル マ ネ ー	28,795
買 入 金 銭 債 権	3,188	売 現 先 勘 定	3,349
商 品 有 価 証 券	340	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	12,951
金 銭 の 信 託	1,960	借 用 金	40,964
有 価 証 券	2,547,045	外 国 為 替	253
貸 出 金	3,654,822	社 債	15,000
外 国 為 替	4,285	新 株 予 約 権 付 社 債	29,953
そ の 他 資 産	42,527	そ の 他 負 債	53,856
有 形 固 定 資 産	70,905	未 払 法 人 税 等	5,790
無 形 固 定 資 産	2,747	リ ー ス 債 務	88
支 払 承 諾 見 返	14,639	そ の 他 の 負 債	47,978
貸 倒 引 当 金	△ 37,603	退 職 給 付 引 当 金	21,728
		睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	206
		偶 発 損 失 引 当 金	837
		繰 延 税 金 負 債	54,820
		再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	322
		支 払 承 諾	14,639
		負 債 の 部 合 計	6,441,040
		（ 純 資 産 の 部 ）	
		資 本 金	42,103
		資 本 剰 余 金	30,301
		資 本 準 備 金	30,301
		利 益 剰 余 金	215,308
		利 益 準 備 金	17,456
		そ の 他 利 益 剰 余 金	197,851
		別 途 積 立 金	185,875
		繰 越 利 益 剰 余 金	11,976
		自 己 株 式	△ 1,211
		株 主 資 本 合 計	286,501
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	131,147
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 981
		土 地 再 評 価 差 額 金	469
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	130,635
		新 株 予 約 権	106
		純 資 産 の 部 合 計	417,243
資 産 の 部 合 計	6,858,284	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	6,858,284

第107期中（平成21年4月1日から）  
平成21年9月30日まで） 中間損益計算書

(単位:百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	61,606
資金運用収益	52,335
(うち貸出金利息)	( 33,114 )
(うち有価証券利息配当金)	( 18,455 )
役務取引等収益	6,542
その他業務収益	1,248
その他経常収益	1,480
経 常 費 用	47,973
資金調達費用	9,003
(うち預金利息)	( 6,390 )
役務取引等費用	3,233
その他業務費用	2,218
営業経費	27,197
その他経常費用	6,320
経 常 利 益	13,632
特 別 損 失	94
税引前中間純利益	13,538
法人税、住民税及び事業税	6,125
法人税等調整額	△ 837
法人税等合計	5,288
中 間 純 利 益	8,250

## 中間個別注記表

### 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

#### 1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

#### 2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については、移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

#### 3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

#### 4. 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	8年～50年
その他	5年～50年

##### (2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

##### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

#### 5. 引当金の計上基準

##### (1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先で、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額が一定額以上の債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌期から損益処理

(3) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(4) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、責任共有制度に基づく信用保証協会への負担金の支払い等に備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建の資産・負債については、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. リース取引の処理方法

所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、ヘッジ対象とヘッジ手段を紐付けする方法のほか、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する繰延ヘッジ(キャッシュ・フローを固定するヘッジ)によっております。ヘッジ有効性評価の方法については、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。

## 注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資総額 1,273百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は11,204百万円、延滞債権額は116,366百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額は125百万円であります。

なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は11,041百万円であります。  
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は138,738百万円であります。

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、31,490百万円であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 18,418百万円

買現先勘定 3,349百万円

担保資産に対応する債務

債券貸借取引受入担保金 12,951百万円

預金 8,886百万円

売現先勘定 3,349百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券322,675百万円を差し入れております。

また、その他の資産のうち保証金は1,538百万円であります。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,074,671百万円であります。このうち、原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,036,549百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成14年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額(路線価)に基づいて、奥行価格補正、時点修正等の合理的な調整を行って算出。

10. 有形固定資産の減価償却累計額 64,943百万円

11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金40,500百万円が含まれております。

12. 社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。

13. 新株予約権付社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)であります。

14. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は34,987百万円であります。

15. 1株当たりの純資産額 1,103円82銭

(中間損益計算書関係)

1. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額3,900百万円及び株式等償却725百万円を含んでおります。

2. 1株当たり中間純利益金額 22円54銭

3. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 20円41銭

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成21年9月30日現在)  
該当ありません。

2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの(平成21年9月30日現在)  
該当ありません。

3. その他有価証券で時価のあるもの(平成21年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	177,366	402,799	225,432
債券	1,698,739	1,702,374	3,635
国債	891,445	889,163	△ 2,282
地方債	107,479	109,338	1,859
短期社債	-	-	-
社債	699,814	703,872	4,058
その他	408,308	400,362	△ 7,946
外国債券	344,710	342,032	△ 2,677
その他	63,598	58,330	△ 5,268
合計	2,284,415	2,505,537	221,121

(注)1. 中間貸借対照表計上額は、当中間期末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間期における減損処理額は、1,864百万円(うち、株式690百万円、その他の証券1,173百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、中間決算日の時価が取得原価の50%以上下落した銘柄は一律減損処理し、また中間決算日の時価が取得原価の30%以上50%未満下落した銘柄は過去1年間の平均時価が30%以上下落したものを減損処理するほか、信用リスク等を勘案し減損処理しております。

4. 時価評価されていない有価証券の内容及び中間貸借対照表計上額(平成21年9月30日現在)

	金額 (百万円)
満期保有目的の債券	-
子会社・子法人等株式及び関連法人等株式	
子会社・子法人等株式	25
その他有価証券	
非上場内国債券	34,987
非上場株式	3,393
非上場その他の証券	3,102

(金銭の信託関係)

1. 満期保有目的の金銭の信託(平成21年9月30日現在)  
該当ありません。
2. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成21年9月30日現在)  
該当ありません。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度超過額	13,265 百万円
退職給付引当金損金算入限度超過額	8,841 百万円
有価証券償却損金算入限度超過額	9,361 百万円
減価償却費損金算入限度超過額	797 百万円
その他	4,642 百万円
繰延税金資産小計	36,908 百万円
評価性引当額	△ 1,753 百万円
繰延税金資産合計	35,154 百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	△ 89,974 百万円
繰延税金負債合計	△ 89,974 百万円
繰延税金負債の純額	△ 54,820 百万円

(自己資本比率)

国内基準による自己資本比率 11.90%

(注) 中間個別注記表の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## (平成21年9月30日現在)中間連結貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	379,934	預 金	5,655,806
コールローン及び買入手形	170,187	譲 渡 性 預 金	496,084
買 現 先 勘 定	3,349	コールマネー及び売渡手形	28,795
買 入 金 銭 債 権	7,930	売 現 先 勘 定	3,349
商 品 有 価 証 券	340	債券貸借取引受入担保金	12,951
金 銭 の 信 託	1,960	借 用 金	42,564
有 価 証 券	2,551,233	外 国 為 替	253
貸 出 金	3,645,126	社 債	15,000
外 国 為 替	4,285	新株予約権付社債	29,953
リース債権及びリース投資資産	10,342	そ の 他 負 債	66,198
そ の 他 資 産	47,009	退 職 給 付 引 当 金	21,815
有 形 固 定 資 産	71,379	睡眠預金払戻損失引当金	206
無 形 固 定 資 産	2,892	偶 発 損 失 引 当 金	837
繰 延 税 金 資 産	2,970	繰 延 税 金 負 債	54,827
支 払 承 諾 見 返	14,639	再評価に係る繰延税金負債	322
貸 倒 引 当 金	△ 43,849	支 払 承 諾	14,639
投資損失引当金	△ 3	<b>負債の部合計</b>	<b>6,443,605</b>
		(純資産の部)	
		資 本 金	42,103
		資 本 剰 余 金	30,301
		利 益 剰 余 金	217,177
		自 己 株 式	△ 1,211
		<b>株 主 資 本 合 計</b>	<b>288,370</b>
		その他有価証券評価差額金	131,152
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 981
		土 地 再 評 価 差 額 金	469
		<b>評価・換算差額等合計</b>	<b>130,640</b>
		新 株 予 約 権	106
		少 数 株 主 持 分	7,006
		<b>純資産の部合計</b>	<b>426,123</b>
<b>資産の部合計</b>	<b>6,869,728</b>	<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>6,869,728</b>

〔 平成21年 4月 1日から  
平成21年 9月30日まで 〕

中間連結損益計算書

(単位:百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	65,934
資金運用収益	52,475
(うち貸出金利息)	33,228
(うち有価証券利息配当金)	18,479
役務取引等収益	8,088
その他業務収益	3,868
その他経常収益	1,502
経 常 費 用	51,140
資金調達費用	9,010
(うち預金利息)	6,383
役務取引等費用	2,900
その他業務費用	4,551
営業経費	27,980
その他経常費用	6,698
経 常 利 益	14,794
特 別 利 益	12
償却債権取立益	12
特 別 損 失	94
固定資産処分損	81
減損損失	12
税金等調整前中間純利益	14,711
法人税、住民税及び事業税	6,588
法人税等調整額	△ 813
法人税等合計	5,775
少数株主利益	627
中間純利益	8,309

## 中間連結注記表

### 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

#### 1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結される子会社及び子法人等 7社

(会社名)

烏丸商事株式会社  
京銀ビジネスサービス株式会社  
京都信用保証サービス株式会社  
京銀リース・キャピタル株式会社  
京都クレジットサービス株式会社  
京銀カードサービス株式会社  
株式会社京都総合経済研究所

- (2) 非連結の子会社及び子法人等 5社

(主要な会社名)

京都・同志社発ベンチャー育成投資事業有限責任組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等並びに関連法人等

該当ありません。

- (2) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 5社

(主要な会社名)

京都・同志社発ベンチャー育成投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等は、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

- (3) 持分法非適用の関連法人等

該当ありません。

#### 3. 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日 7社

#### 4. 会計処理基準に関する事項

- (1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

- (2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては、中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

- (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

#### (4) 減価償却の方法

##### (イ) 有形固定資産(リース資産を除く)

当行の有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	8年～50年
その他	5年～50年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

##### (ロ) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

##### (ハ) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

#### (5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

破綻懸念先で、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額が一定額以上の債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを当初の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

#### (6) 投資損失引当金の計上基準

当行並びに連結される子会社及び子法人等の投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

#### (7) 退職給付引当金の計上基準

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の処理方法は以下のとおりであります。

数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理
----------	--

#### (8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(9) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、責任共有制度に基づく信用保証協会への負担金の支払い等に備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

(10) 外貨建資産・負債の換算基準

当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結される子会社及び子法人等については、当中間連結決算日現在、該当事項ありません。

(11) リース取引の処理方法

当行並びに連結される子会社及び子法人等の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

(12) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、ヘッジ対象とヘッジ手段を紐付けする方法のほか、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に規定する繰延ヘッジ（キャッシュ・フローを固定するヘッジ）によっております。ヘッジ有効性評価の方法については、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

連結される子会社及び子法人等については、当中間連結決算日現在、該当事項ありません。

(13) 消費税等の会計処理

当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

(連結の範囲に関する適用指針)

「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第22号平成20年5月13日）が平成20年10月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同適用指針を適用しております。なお、これによる影響はありません。

## 注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資額総額(連結子会社及び連結子法人等の株式及び出資額を除く) 1,247百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は11,789百万円、延滞債権額は118,452百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額は125百万円であります。  
なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は11,056百万円であります。  
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は141,424百万円であります。  
なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、31,490百万円であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	18,418百万円
買現先勘定	3,349百万円

担保資産に対応する債務

債券貸借取引受入担保金	12,951百万円
預金	8,886百万円
売現先勘定	3,349百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券322,675百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は1,552百万円であります。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,126,414百万円であります。このうち、原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,088,292百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成14年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額(路線価)に基づいて、奥行価格補正、時点修正等の合理的な調整を行って算出。

10. 有形固定資産の減価償却累計額 65,334百万円
11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金40,500百万円が含まれております。
12. 社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。
13. 新株予約権付社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された無担保転換社債型新株予約権付社債(劣後特約付)であります。
14. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は34,987百万円であります。
15. 1株当たりの純資産額 1,108円78銭

(中間連結損益計算書関係)

1. 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額4,221百万円及び株式等償却725百万円を含んでおります。
2. 1株当たり中間純利益金額 22円70銭
3. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額 20円56銭

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成21年9月30日現在)

	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
国債	3,017	3,047	30
地方債	-	-	-
短期社債	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
外国債券	-	-	-
その他	-	-	-
合計	3,017	3,047	30

(注) 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2. その他有価証券で時価のあるもの(平成21年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)
株式	177,753	403,276	225,522
債券	1,698,739	1,702,374	3,635
国債	891,445	889,163	△ 2,282
地方債	107,479	109,338	1,859
短期社債	-	-	-
社債	699,814	703,872	4,058
その他	408,308	400,362	△ 7,946
外国債券	344,710	342,032	△ 2,677
その他	63,598	58,330	△ 5,268
合計	2,284,801	2,506,013	221,211

(注)1. 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、1,864百万円（うち、株式690百万円、その他の証券1,173百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、中間連結決算日の時価が取得原価の50%以上下落した銘柄は一律減損処理し、また中間連結決算日の時価が取得原価の30%以上50%未満下落した銘柄は過去1年間の平均時価が30%以上下落したものを減損処理するほか、信用リスク等を勘案し減損処理しております。

3. 時価評価されていない有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成21年9月30日現在)

	金額 (百万円)
満期保有目的の債券	-
その他有価証券	
非上場内国債券	35,062
非上場株式	4,037
非上場その他の証券	3,102

(金銭の信託関係)

1. 満期保有目的の金銭の信託(平成21年9月30日現在)

該当ありません。

2. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成21年9月30日現在)

該当ありません。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名

営業経費 43百万円

2. 当中間連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

	平成21年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当行の取締役12名、当行の執行役員5名
株式の種類別のストック・オプションの付与数	普通株式 111,900株
付与日	平成21年7月29日
権利確定条件	権利確定条件は定めていない
対象勤務期間	対象勤務期間は定めていない
権利行使期間	平成21年7月30日から平成51年7月29日まで
権利行使価格	1株あたり 1円
付与日における公正な評価単価	1株あたり 805円

(連結自己資本比率)

国内基準による連結自己資本比率 12.19%

(注) 中間連結注記表の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。